

## 千代田区週休 2 日促進工事实施要領

### 1 目的

この要領は、千代田区（以下「区」という。）が発注する工事のうち、政策経営部施設経営課が主管する工事において、区が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事の工事費の積算方法その他の取扱いに関して必要な事項を定め、もって週休 2 日を確保する工事の実施を促進することを目的とする。

### 2 用語の定義

#### （1） 週休 2 日

対象期間における現場閉所又は現場休息の実施に関して、4 週 8 休以上（対象期間における現場閉所又は現場休息を行ったと認められる日数を対象期間の日数で除して得た率が 28.5%（8 日／28 日）以上の率にある状態をいう。）を達成したと認められる状態をいう。

#### （2） 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完了日までの期間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、区があらかじめ対象外としている期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）をいう。

#### （3） 週休日

現場閉所又は現場休息を行う日をいう。

#### （4） 現場閉所

巡回パトロール、保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業がなく、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場閉所を含む。）をいう。

#### （5） 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1 日を通して現場及び現場事務所での作業がない状態をいう。

#### （6） 週休 2 日促進工事

週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

### 3 対象工事

この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、区が発注する工事のうち、政策経営部施設経営課が主管する全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事は、対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 工事の内容、工事の対象となる施設の実情等により、週休 2 日促進工事の実施が困難な工事

#### 4 週休日の設定等

##### (1) 週休日の設定

請負者は、原則として、休日（千代田区の休日を定める条例（平成元年千代田区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）に週休日を設定し、週休 2 日に取り組むものとする。ただし、工事着手前に、区と協議し、休日以外の日に週休日を設定することができるものとする。

##### (2) 週休日の振替

請負者は、あらかじめ設定した週休日以外の日に現場閉所又は現場休息が必要となった場合は、当該日に代えてあらかじめ週休日として設定した日に現場作業を行うことができるものとする。また、工事着手後に、あらかじめ設定した週休日に現場作業を行う必要が生じた場合は、区と協議し、当該日に代えた週休日を設定するものとする。

#### 5 工事費の積算方法等

##### (1) 工事費の積算方法及び変更方法

区は、週休 2 日を前提に、(2)により労務費を補正して工事費を積算し、予定価格を作成する。ただし、工事着手後、現場閉所又は現場休息の実施状況を確認した結果、週休 2 日に満たないことが判明したときは、区と請負者との間で締結した工事請負契約書第 23 条の規定に基づき、契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

##### (2) 労務費の補正方法

労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価をいう。以下これらを「市場単価等」という。）の労務費をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによりその単価を補正する。

###### ア 複合単価

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

###### イ 市場単価等

市場単価等は、別表第 1 から別表第 3 までの補正率を乗じて補正する。ただし、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率を、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

## 6 対象工事である旨の明示

区は、週休2日促進工事の発注に当たって、工事特記仕様書に対象工事である旨を明示する。

## 7 週休日の確認方法等

### (1) 工事着手前

ア 監督員（千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第55条の規定に基づき工事の監督を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）は、週休日の予定日が記載された実施工程表等を請負者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 監督員は、対象期間の設定に当たり、工事着手日及び対象期間から除くこととする日を、請負者との協議により決定する。

ウ 分離発注工事の請負者は、請負者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう週休日を調整したうえで、実施工程表を作成する。

### (2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度、週休日の予定日が記載された実施工程表等を請負者から受領し、現場閉所又は現場休息の実施状況を確認する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、区と請負者との間で調整を行う。

イ 請負者は、監督員による現場閉所又は現場休息の実施状況の確認のため、実施工程表等に週休日を記載し、監督員に定期的に提出する。

## 8 留意事項

(1) 区は、全体工程の遅延及び後工程へのしわ寄せが生じないように、適正な工期を設定する。特に新築、改築及び増築については、一般社団法人日本建設業連合会が作成した「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考にして、適正な工期を設定する。

(2) 分離発注工事の場合において、監督員は、各工事の施工期間及び概成工期を考慮し、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。また、請負者は、他の工事の工程にしわ寄せが生じないように、施工期間及び概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成する。

(3) 請負者は、工事の対象となる施設の管理者の承諾を得て、週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。

(4) 監督員は、現場閉所又は現場休息の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により請負者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- (5) 監督員は、週休日の前日等に、当該週休日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- (6) 監督員は、工事の一時中止を行う場合等の対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、請負者と協議する。
- (7) 監督員は、統括安全衛生責任者が選任されている分離発注工事において、当該者を選任している請負者が現場休息を行う場合に関して、当該請負者から実施工程表等を受領する際に、安全衛生に係る体制について必要な調整を行う。
- (8) 請負者は、工期、契約金額等について、下請業者にしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の条件に、「労務費の補正を行う週休2日促進工事」である旨を明記する。また、監督員は、当該記載があることを、下請業者との契約書の写し又は下請契約の見積書の写しにより確認する。

## 9 その他

請負者は、週休2日促進工事について、区がアンケート等を実施する場合は、協力するものとする。

附 則（令和7年1月15日6千政施経発第782号）

この要領は、令和7年1月15日から施行する。

別表第1 市場単価等の補正率（建築工事）

| 工 種            | 新営補正率 | 執務並行改修補正率 |
|----------------|-------|-----------|
| 仮設工事           | 1.03  | 1.03      |
| 土工事            | 1.03  | 1.03      |
| 地業工事           | 1.03  | 1.03      |
| 鉄筋工事           | 1.04  | 1.04      |
| コンクリート工事       | 1.04  | 1.04      |
| 型枠工事           | 1.03  | 1.03      |
| 鉄骨工事           | 1.04  | 1.04      |
| 既製コンクリート       | 1.03  | 1.03      |
| 防水工事           | 1.02  | 1.09      |
| 防水工事（シーリング）    | 1.04  | 1.17      |
| 石工事            | 1.02  | 1.02      |
| タイル工事          | 1.03  | 1.03      |
| 木工事            | 1.02  | 1.02      |
| 屋根及びとい         | 1.02  | 1.02      |
| 金属工事           | 1.02  | 1.11      |
| 左官工事（仕上塗材仕上）   | 1.04  | 1.04      |
| 左官工事（仕上塗材仕上以外） | 1.04  | 1.18      |
| 建具（ガラス）        | 1.02  | 1.12      |
| 建具（シーリング）      | 1.04  | 1.19      |
| 塗装工事           | 1.04  | 1.18      |
| 内外装工事          | 1.03  | 1.15      |
| 内外装工事（ビニル系床材）  | 1.02  | 1.10      |
| ユニットその他        | 1.01  | 1.01      |
| 排水工事           | 1.03  | 1.03      |
| 舗装工事           | 1.02  | 1.02      |
| 植栽及び屋上緑化       | 1.03  | 1.03      |
| 解体工事           | 1.03  | 1.03      |
| 解体工事（内装材）      | 1.05  | 1.05      |
| 撤去工事           | 1.05  | 1.05      |

別表第2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

| 工 種        | 摘要                      | 新営補正率 | 執務並行<br>改修補正率 |
|------------|-------------------------|-------|---------------|
| 配管工事       | 電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス       | 1.04  | 1.22          |
|            | ケーブルラック                 | 1.03  | 1.17          |
|            | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング   | 1.03  | 1.21          |
|            | プルボックス                  | 1.02  | 1.15          |
|            | プルボックス用接地端子             | 1.00  | 1.00          |
|            | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）  | 1.03  | 1.16          |
|            | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用        | 1.01  | 1.06          |
|            |                         |       |               |
| 配線工事       | 600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル | 1.03  | 1.20          |
| 電動機その他接続工事 | 金属可とう電線管                | 1.03  | 1.17          |
| 接地極工事      | 銅板式、銅覆鋼棒及び接地極埋設票（金属製）   | 1.03  | 1.03          |

別表第3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

| 工 種    | 摘要                       | 新営補正率 | 執務並行<br>改修補正率 |
|--------|--------------------------|-------|---------------|
| 保温工事   | 配管用                      | 1.03  | 1.18          |
|        | ダクト用及び消音内貼               | 1.03  | 1.18          |
| ダクト工事  | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類    | 1.03  | 1.18          |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.04  | 1.25          |
| 衛生器具   | 取付手間のみ                   | 1.04  | 1.25          |